

平成 28 年 8 月 1 日

企業会計基準委員会 御中

青山学院大学大学院  
会計プロフェッション研究科教授  
多賀谷 充

「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」に関する意見

○質問 1 に関するコメント

質問 1 に関して同意できない。(したがって、質問 2 以下も質問 1 を前提としては同意できない)

(理由)

1. 今般の実務上の取扱い案(公開草案)は、新たに導入されるリスク対応型企業年金及びリスク分担型企業年金を対象としている。制度が実施されなければ確定しない取扱いであろうが、今般の公開草案では、これらの新たな企業年金制度では年金基金に対する企業の追加負担が実質的に生じないことから、これらの企業年金を企業会計上は確定拠出制度として取り扱うとしている。これまでも、例えばキャッシュ・バランス・プランのように年金制度上の積立不足の発生を抑制する仕組みなどが導入されてきたが、会計基準の適用に当たってはあくまでも確定給付型企業年金として退職給付会計基準が適用されている。今般、新たな企業年金制度に関して、唐突に会計処理の改正が提案されたが、法律上も確定給付企業年金であり、将来にわたって企業に追加的負担が全く生じ得ないことが保証されているのか疑問がある。
2. 退職給付会計基準は平成 10 年に企業会計審議会において設定されたが、その前文にあるように、退職給付制度上の支給形態や積立形態に関わらず、包括的に退職給付の会計処理が検討された。したがって、確定給付形態の退職給付であれば、そのファンディングの方式に相違があったとしても同様の会計処理を行うこととされている。本公開草案では、年金基金に対する企業の追加負担が実質的にないであろうとの理由で確定拠出制度として会計処理を行うという考え方が提案されているが、企業と年金基金との関係ではなく、企業が従業員に対する退職給付負担義務を有するかという観点から会計基準の適用を判断しなければ、退職給付会計基準の基本的

コンセプトに反することになりかねない。例えば、年金基金が破たんすることもあり得るが、その場合に企業の従業員に対する退職給付の給付負担が消滅していないものであれば、当然に確定給付制度であると理解される。

3. 平成 10 年の退職給付会計の設定では、退職給付制度ごとに会計処理が区々となっていることを是正することも重要な目的であった。もし、今後は制度上の企業年金の形態にかかわらず、それが企業会計上の確定給付企業年金か確定拠出企業年金かをファンディング上の実質的な負担から判定するというのであれば、少なくとも、退職給付会計基準のレベルにおいて基本的コンセプトから見直しを行い、確定給付制度か確定拠出制度かを判定する現行の要件を詳細に規定する必要がある。これには、当然に在外子会社が採用する各国各社の企業年金制度についての判定も含まれる。

4. 退職給付に係る企業の負担に関する情報は投資情報としても極めて重要な情報であり、投資家の立場から会計基準を検討すべきことは言うまでもない。したがって、改正に当たっては、現行の会計処理のどこに問題があるのか、敢えて確定拠出制度として会計処理することで投資情報としての有用性がどのように高まるのかについての説明が必要であり、また、国際会計基準においても公開草案の会計処理が認められるものかについても企業会計基準委員会の見解を明らかにしていただかなければ、公開草案の可否を十分に検討できない。なお、新たに導入される企業年金制度における財政計算の特質を踏まえて実務計算上の簡便化を行うことを、確定給付制度の会計処理の枠組みの中で工夫していくことは可能であると考える。

(以上)